



# ニホンジカ捕獲報償金制度のご案内

茨城県内におけるニホンジカの定着・繁殖を防止するため、狩猟又は有害鳥獣捕獲等の許可により、ニホンジカを捕獲した方へ報償金をお支払いします。

## 1 対象鳥獣及び報償金の額

茨城県内で捕獲したニホンジカ、1頭捕獲につき **3万円**

## 2 対象者

- ・茨城県より狩猟者登録を受けた者
  - ・茨城県内市町村より有害鳥獣捕獲等の許可を受けた者
- ※狩猟者等により構成する団体（グループ）による捕獲も対象となります。

## 3 申請に必要な書類

茨城県環境政策課へ(1)~(3)の書類を郵送により申請してください。

- (1) ニホンジカ捕獲報償金支払申請書(様式第1号)
- (2) 捕獲の位置図(地図上に捕獲位置を記載)
- (3) 捕獲したニホンジカの写真(①、②)

①足を下に頭を右にしてニホンジカの全体が写るようにし、胴体に捕獲日をペイントする。捕獲者とともに撮影。

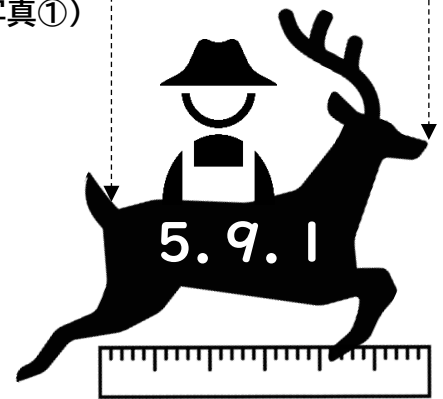
② ①で個体にペイントした捕獲日に線を引き(5.9.1)捕獲者とともに撮影。

※重複申請防止のため、写真は①②の両方を提出してください。

※申請書には体長を記載する必要がありますので、忘れずに計測してください。

尾の付け根から鼻先までの長さを測定

(写真①)



(写真②)



## 4 その他

申請いただいた捕獲情報は、ニホンジカ対策に取り組む関係機関との間で共有するほか、県ホームページ・新聞記事等において公表される可能性がありますので、ご了承ください。

### ■申請先及び問い合わせ先

茨城県 県民生活環境部 環境政策課 自然・鳥獣保護管理グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-2946 E-mail：shizen2@pref.ibaraki.lg.jp

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/shizen/chouju/shikahokaku.html>

